



復興庁

Reconstruction Agency

復興・創生 その先へ

資料 1

原子力災害からの復興の現状

令和4年6月3日

復興大臣 西銘 恒三郎

1. 原子力災害被災地域の状況

原子力災害被災地域は、復興・再生が「本格的に始まった」段階
引き続き国が前面に立って、中長期的に対応することが必要

1. 事故収束

- ・中長期ロードマップを踏まえ、国が前面に立って、安全かつ着実に実施
- ・ALPS処理水の処分に関する基本方針及び行動計画(令和3年12月実行会議で策定)に基づき対応

2. 環境再生

- ・除去土壌等の輸送、仮置場の原状回復、最終処分に向けた減容・再生利用の推進及び理解醸成活動

3. 帰還・移住等の促進

- ・令和2年3月時点で、帰還困難区域を除く全ての地域で避難指示解除、帰還に向けた生活環境の整備
- ・**帰還困難区域の6町村の「特定復興再生拠点区域」の避難指示解除に向けて、除染やインフラ整備等を推進**
- ・令和3年8月に特定復興再生拠点区域外への帰還・居住に向けた避難指示解除の基本的方針を決定。
関係機関と連携し、地元と十分に議論しつつ、施策の具体化を推進
- ・移住・定住の促進や交流人口・関係人口の拡大等による、復興を支える新たな活力の呼び込み

4. 福島イノベーション・コースト構想

- ・浜通り地域等における新産業創出に向け、廃炉等の重点分野における拠点整備・実証等の推進
- ・創造的復興の中核拠点としての「福島国際研究教育機構」の令和5年4月の設立に向けて、基本構想を策定し、福島復興再生特別措置法を改正

5. 農林水産業の再生

- ・営農再開の加速化（農地の大区画化・利用集積、高付加価値産地の形成等の推進）
- ・漁業の本格的な操業再開に向けた支援、水産加工業の販路の開拓・加工原料の転換等の支援

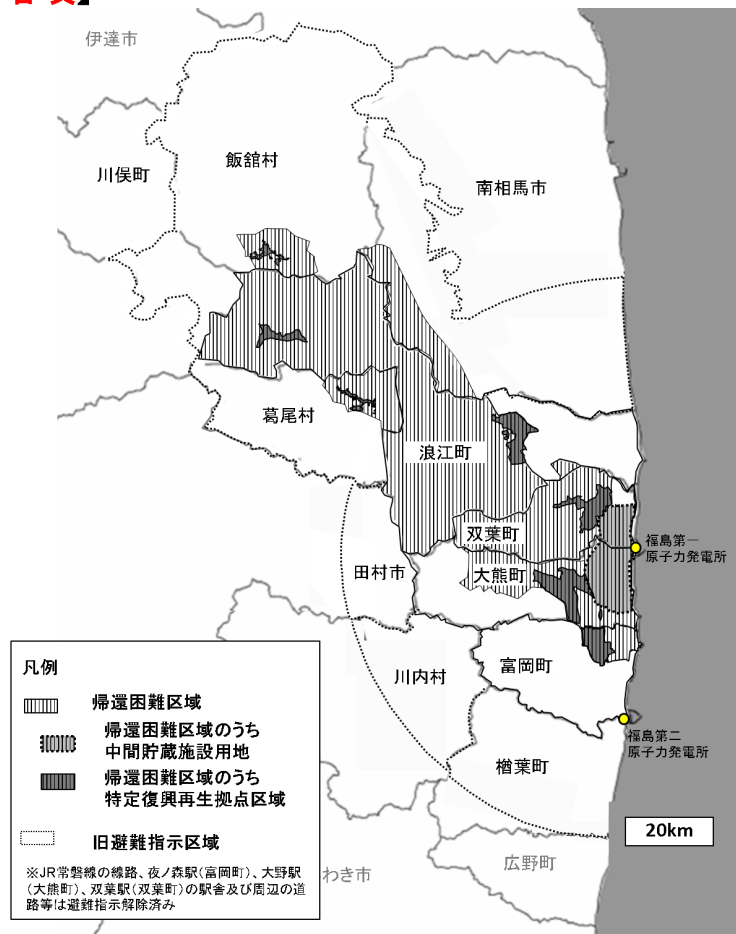
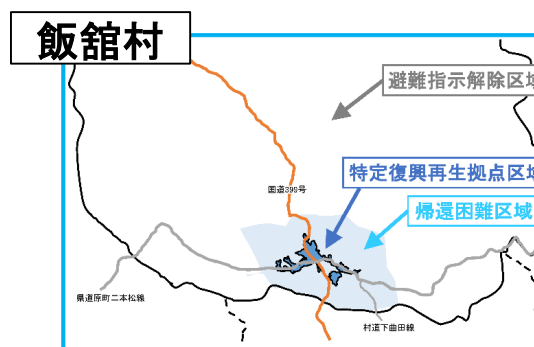
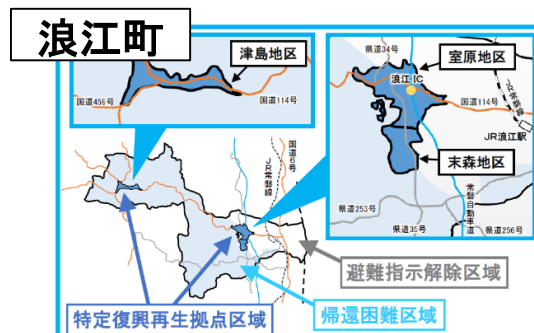
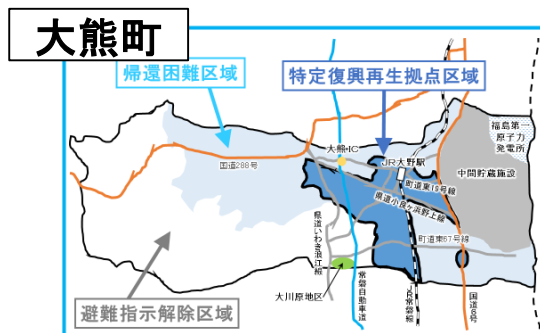
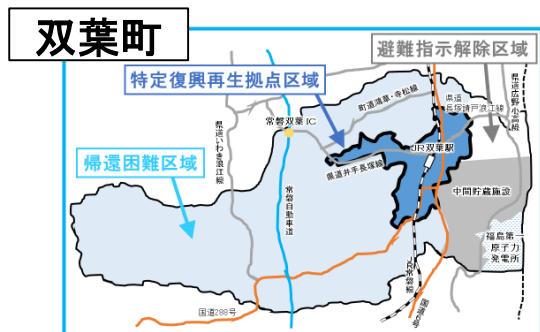
6. 風評払拭

- ・令和4年4月の「原子力災害による風評被害を含む影響への対策タスクフォース」において、ALPS処理水に係る理解醸成に向けた情報発信等施策パッケージを改訂し、情報発信等の取組強化を復興大臣から指示

2. 特定復興再生拠点区域の整備

- 福島特措法において、帰還困難区域で避難指示解除を可能とする復興拠点を定める計画を規定
- 帰還困難区域を有する6町村で拠点区域が設定され、2022年6月以降(双葉町、大熊町、葛尾村)、2023年春頃(富岡町、浪江町、飯館村)の避難指示解除に向けて、除染やインフラ整備等を推進

【避難指示解除目標:2022年(令和4年)6月以降】【避難指示解除目標:2023年(令和5年)春頃】



避難指示区域の概念図(令和2年3月10日時点)

3. 特定復興再生拠点区域の復興・再生に向けた取組

- 拠点区域への**住民の帰還**や**移住・定住の促進**に向けて、**住宅環境整備**、**産業・なりわいの再生**等の復興に向けた取組を、**避難指示解除後も含めて継続的に支援**

葛尾村

- 準備宿泊の開始(令和3年11月)
- 宿泊交流施設の整備(令和3年10月完成)
- 移住・定住支援センターの開所(令和4年3月)
- 水稻育苗施設の整備(令和4年6月末完成予定)



宿泊交流施設

双葉町

- 準備宿泊の開始(令和4年1月)
- 役場新庁舎の整備(令和4年8月末業務開始予定)
- 災害公営住宅・福島再生賃貸住宅(計25戸)の整備(令和4年10月入居開始予定)



災害公営住宅・再生賃貸住宅イメージ

大熊町

- 準備宿泊の開始(令和3年12月)
- 移住定住支援センターの開所(令和4年4月)
- 大熊インキュベーションセンターの整備(令和4年7月以降供用開始予定)
- 大熊中央産業拠点の整備(令和4年12月以降、順次供用開始予定)



移住定住支援センター